

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
 新旧対照条文

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則            第四条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三條に規定する知的障害児通園施設であつて、整備法附則第三十四條第二項の規定により新児童福祉法第三十五條第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三條に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三條第二項の適用については、同條第二項中「通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは、「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。</p>	<p>附則            第四条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四條第二項の規定により新児童福祉法第三十五條第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三條に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三條第二項及び第六項の規定の適用については、同條第二項中「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」と、同條第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。</p>
<p>2   この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三條の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四條第二項の規定により新児童福祉法</p>	

第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。